

国空航第 2 3 7 4 号  
平成 2 8 年 6 月 2 9 日

航空局安全部  
運航安全課長

### 救援活動に係る航空機による爆発物等の輸送について

平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震においては、航空機による救援物資等の輸送が地震発生直後から実施されたところであるが、救援物資等の中には、航空機での輸送が禁止されている内燃機関、医薬品、小型燃料ガスボンベ等航空法施行規則（昭和 27 年 7 月 31 日運輸省令第 56 号、以下「規則」という。）第 194 条第 1 項に定める爆発物等に該当する物件が含まれている場合がある。

今後、同様な災害が発生した場合に、航空機による救援活動の円滑化を更に進める必要があることから、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 24 条第 1 項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第 28 条の 2 第 1 項に基づく緊急災害対策本部が設置された場合その他運航安全課長が必要と認めた場合等航空機による救援活動が必要な場合において、被災地への救援物資、ライフラインの復旧等に必要とされる資機材等に含まれる爆発物等の輸送に係る規則第 194 条第 2 項第 5 号の承認申請については、下記のとおり取り扱うこととする。

#### 記

1. 規則第 194 条第 2 項第 5 号の承認申請については、申請者からの電話による連絡をもって、承認申請として取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由により、事前に連絡することができない場合には、事後速やかに連絡すればよいものとする。
2. 1. の申請をした者は、当該申請した内容を記載した申請書（「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」（平成 13 年 6 月 29 日付け国空航第 543 号）第 3 号様式）を後日提出するものとする。なお、この場合、申請日は（1）の申請をした日とする。
3. 1. において、具体的な輸送物件、輸送区間、回数、日時等を特定しない包括的な承認申請を行うことができるものとする。この場合にあつては、申請者の爆発物等の輸送に係る実績等から、安全上問題がないと運航安全課長が認めるときは、承認するものとする。

#### 附則

この通達は、平成 2 8 年 6 月 2 9 日から適用する。

以上